

水島コンビナート総合特区の指定区域



お問い合わせ先

■総合特区全般に関すること

岡山県産業労働部産業振興課
TEL : 086-226-7352 FAX : 086-224-2165
<https://www.pref.okayama.jp/page/774697.html>

■港湾に関すること

岡山県土木部港湾課
TEL : 086-226-7486 FAX : 086-227-5551

■岡山県の補助金に関すること

岡山県産業労働部企業誘致・投資促進課
TEL : 086-226-7374 FAX : 086-226-7800
やっぱり岡山！企業立地ガイド
<https://yappari-okayama.com/>

■倉敷市の奨励金に関すること

倉敷市文化産業局商工労働部商工課水島港振興室
TEL : 086-426-3408 FAX : 086-421-0121
<https://www.city.kurashiki.okayama.jp/4122.htm>

■高圧ガス保安法に関すること

岡山県消防保安課
TEL : 086-226-7296 FAX : 086-225-4659

■環境影響評価に関すること

岡山県環境文化部環境企画課
TEL : 086-226-7299 FAX : 086-233-7677

■土壤汚染対策法・瀬戸内法に関すること

倉敷市環境リサイクル局環境政策部環境政策課
TEL : 086-426-3391 FAX : 086-426-6050

■消防法に関すること

倉敷市消防局危険物保安課
TEL : 086-426-1195 FAX : 086-421-1244

ハイパー&グリーンイノベーション 水島コンビナート総合特区

(平成23年12月22日指定)

～ 規制緩和・支援措置のご案内～



支援内容

アジア有数の競争力を持つコンビナートの実現による
地域の持続的な成長と雇用の確保を目指します。

水島コンビナート総合特区内において、本特区の目的に合致し、
所定の要件を満たす取組を行う企業を支援します。

規制
緩和

金融
支援
(利子補給制度)

各種
補助金

※このパンフレットに掲載されている情報は、令和4(2022)年4月時点のものです。

岡
山
県

水島コンビナート総合特区の概要

戦略
1

バーチャル・ワン・カンパニーの実現

コンビナート全体を一つの企業とみなし、規制緩和と財政支援で企業間連携を実現し、高効率・省資源型コンビナートを構築します。

戦略
2

水島港ハイパロジスティックス港湾戦略

インフラ整備と規制緩和によって、国際バルク戦略港湾に選定された水島港を利用する多くの船舶の輸送効率を改善します。

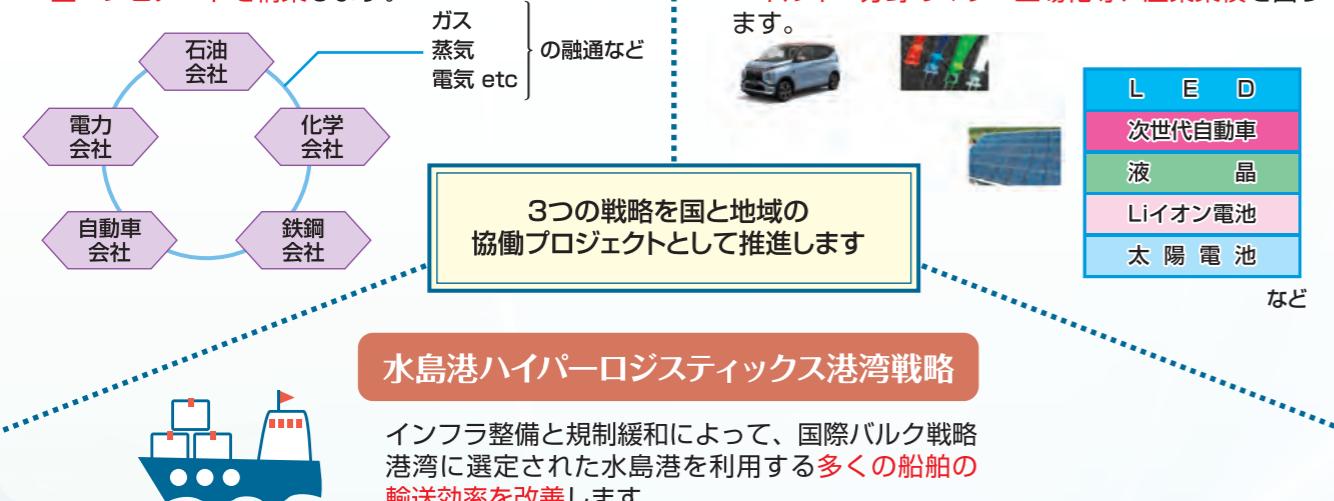
戦略
3

グリーンイノベーションコンビナート戦略

規制緩和と投資促進策によってタイムリーな事業展開を支援し、西日本一の素材供給基地として環境・エネルギー分野のマザーワーク場化等、産業集積を図ります。

バーチャル・ワン・カンパニーの実現

コンビナート全体を一つの企業とみなし、規制緩和と財政支援で企業間連携を実現し、**高効率・省資源型コンビナート**を構築します。



グリーンイノベーションコンビナート戦略

規制緩和と投資促進策によってタイムリーな事業展開を支援し、西日本一の素材供給基地として**環境・エネルギー**分野のマザーワーク場化等、産業集積を図ります。



3つの戦略を国と地域の
協働プロジェクトとして推進します

推進体制

水島コンビナート発展推進協議会（総合特区法定地域協議会）

<<構成団体>>

水島コンビナート立地企業8社、岡山県、倉敷市、中国経済産業局、金融機関3行

総合特区検討ワーキンググループ

規制緩和や支援措置

戦略
1

バーチャル・ワン・カンパニーの実現

ガス事業法 特定供給要件の緩和

特区内の工場間においては、密接関連性（生産工程、資本関係、人的関係等）がなくても、オフガス・水素の融通が可能。

消防法 事業所敷地内部分の配管基準の緩和 ※

事業所敷地内の配管に限り、一定の条件の下、移送取扱所の基準の一部が適用除外となる。

省エネ法 共同省エネルギー量の第三者認証の緩和 ※

定期報告の共同省エネルギー事業に係る共同省エネルギー量の第三者認証を、総合特区法定地域協議会で行うことができる。

地球温暖化対策法 共同省エネルギー事業の各事業所単位での結果公表 ※

地球温暖化対策法に基づく定期報告様式の事業所単位での公表ができる。

石油コンビナート等災害防止法 特定通路の共用 ※

隣接する事業所間で特定通路を共用することができる。

高圧ガス保安法 圧力計・温度計取替え手続きの簡略化 ※

高圧ガス製造施設休止届を提出した特定施設について、一定の条件の下、運転再開後も認定保安検査実施者による保安検査の対象とすることができる。製造施設内の全ての圧力計・温度計の取替え（同一方式の取替えに限る。）について、許可、届出を不要とする。

瀬戸内海環境保全特別措置法 許可手続きの弾力化 ※

排水口ごとに排水量及び汚濁負荷量の許可申請を行う際、他の排水系統からの排水の流入を見込んだ申請に対しても、許可を行うことができる。

財政支援 エネルギー使用合理化等事業者支援補助金の拡充

2~4月に工事を行う事業について、一定の条件の下、補助対象となる。

(注)※は国が、「現行制度でも実施可能」と見解を示したもの。

戦略
2

水島港ハイパロジスティックス港湾戦略

とん税法、特別とん税法

船舶の再入港時の非課税要件の緩和

水島港に入港した船舶が、港が満船のため又は積荷の準備等の都合のためやむを得ず一時出港した場合において、下記の条件を満たして水島港に再入港した場合はとん税、特別とん税が非課税となる。

- ①水島港以外の開港に待機のためのみの目的で一時入港した後に再入港する場合
- ②水島港に近接する不開港に一時入港した後に再入港する場合
- ③水島港の港域外の洋上に待機した後に再入港する場合

関 税 法 不開港出入許可手数料の免除

水島港に入港しようとする船舶が、積荷の準備等の都合により、一旦不開港に入港（錨泊）しバース待ちをする必要がある場合の不開港出入許可手数料が免除される。

港 則 法 船舶の錨泊地の利用基準の緩和

港内の指定錨地の対象船舶の基準が「120m以下」から「140m以下」に緩和された。

戦略3 グリーンイノベーションコンビナート戦略

道路運送車両法 特定経路における車両重量規制の緩和

特区内の製鉄工場から納品先までの特定経路上において、一定の条件の下、車両総重量が緩和される。

道路運送車両法 特定経路における回送運行許可番号標の取付免除

特区内で製造した自動車について、工場から埠頭までの特定経路において、一定の条件の下、後面の回送運行許可番号標の取付が免除される。

土壤汚染対策法 法手続き前の事前調査による手続期間の短縮

事前調査により、形質変更時要届出区域かつ埋立地管理区域への該当性の有無をあらかじめ把握することにより、法手続きを迅速に行うことができる。

（注）現在は法改正により調査結果を届出に添付できるようになっている。

県独自の規制緩和

県条例環境アセスメントに係る対象事業の規模要件の緩和（平成25年5月31日施行）

- 工場・事業場の新增設の事業
- ・土地の区画形質変更の面積 10ha以上 ▶▶ 50ha以上
 - ・排出ガス量 4万Nm³/h以上 ▶▶ 10万Nm³/h以上
 - ・排出水量 3千m³/日以上 ▶▶ 1万m³/日以上

瀬戸内法に係る事前評価手法の現況水質測定期間の短縮（平成25年11月15日施行）

新規に増大する排水量が100m³/日以上の場合、最大で9ヵ月かかっていた水質調査を2週間に短縮。（ただし、周辺公共用水域において県・市等の水質測定データがある場合は1日に短縮可能。）

- | | | |
|---------------------------|--------------------------|-----|
| ・100m ³ /日以上 | 500m ³ /日未満 | 2ヵ月 |
| ・500m ³ /日以上 | 1,000m ³ /日未満 | 6ヵ月 |
| ・1,000m ³ /日以上 | | 9ヵ月 |
- ▶▶ 2週間

高圧ガス保安法に係る保安検査報告書等の提出期限の延長（平成25年9月13日施行）

- ・保安検査報告書の提出期限の延長
『速やかに』 ▶▶ 『遅滞なく』
(遅滞なくとは、原則として4週間以内で合理的な説明のできる範囲。)
- ・軽微変更届の提出期限の延長
『工事完了後、遅滞なく行う。』 ▶▶ 『工事完了後、遅滞なく行う。』
(遅くとも14日以内。) (遅滞なくとは、原則として4週間以内で合理的な説明のできる範囲。)

補助金などの支援制度

総合特区支援利子補給金

事業者が、水島コンビナート総合特区の計画を推進する事業の実施に当たり、指定金融機関から必要な資金を借り入れる場合、国の予算の範囲内で、総合特区支援利子補給金が受けられる制度です。

□ 対象要件

- 1 水島コンビナート総合特区内において、特区計画に合致した事業を行うこと
- 2 内閣総理大臣の指定を受けた金融機関からの5年以上の借り入れであること

□ 対象経費

施設等の造成費、設備の購入・整備費、土地購入・造成費
(注) 土地の購入・造成のみの場合は対象外

□ 利子補給率及び支給期間

0.7%以内、5年間

□ 対象となる金融機関

内閣総理大臣の指定を受けた金融機関…(株)日本政策投資銀行、(株)中国銀行、(株)トマト銀行
(その他金融機関での借り入れは、お問い合わせください。)

岡山県の補助金

■再投資サポート補助金 ■

- 補助率等
□ 補助要件

設備投資額（家屋・償却資産取得額）の1%、限度額1億円
県内企業（製造業）のうち、当該事業所設立後10年以上経過しており、補助対象事業を実施することにより、本県での操業継続及び雇用の維持又は創出が認められるものであり、次の①②の要件を全て満たすこと。

- ① 固定資産投資額1億円以上
- ② 次のいずれかを満たすこと。
 - (1) 事業を実施した箇所、ライン等における生産性が10%以上向上すること。
 - (2) 事業を実施した箇所、ライン等において、新たな製品を従来品の生産量ベース又は生産額ベースで10%以上生産する能力を備えること。
 - (3) 事業を実施した箇所、ライン等において、環境影響への軽減効果が大きいものとして知事が特別に認める事業であること。

- 交付方法
□ 申請回数
- 一括交付
県の会計年度毎に一企業につき1回の申請が限度

■岡山県大型投資・拠点化促進補助金(民有地の場合)■

- 補助対象経費** 設備投資(家屋及び償却資産)に要する経費
□**交付方法** 一括交付(補助額が1億円以上の場合、5年間の分割交付)

<< 大型投資の場合 >>

- 補助条件** 投資額50億円以上、新規常用雇用者数20人以上
又は 新規常用雇用者数100人以上
□**補助率等** 補助率5%、限度額25億円(既立地企業10億円)

<< 初の先端的試験研究施設への投資の場合 >>

- 補助条件** 投資額1億円以上、新規常用雇用者数5人以上
□**補助率等** 補助率10%、限度額2.5億円

<< 先端的試験研究からの量産化の場合 >>

- 補助条件** 試験研究施設と量産施設の通算で投資額5億円以上、新規常用雇用者数10人以上
□**補助率等** 補助率10%、限度額5億円

<< 拠点を集約する場合 >>

- 補助条件** 投資額10億円以上
※県外の製造拠点、又は県外の製造拠点の主要な生産機能の一部を県内の事業所に移設し、集約すること
□**補助率等** 補助率15%、限度額5億円

■新企業立地促進補助金(民有地の場合)■

企業誘致のための助成制度を制定している市町村から助成を受けて工場等を建設する場合に活用できます。

- 補助金の算式** 土地に係る固定資産評価額×0.75%
家屋に係る固定資産評価額×2.25%
償却資産の取得額×2.25%
□**限度額** 1.5億円
□**交付方法** 一括交付(補助額が1億円以上の場合、5年間の分割交付)

【認定要件】

<< 製造工場・製造業類似事業所(植物工場)の場合 >>

- 固定資産投資額** 大企業5億円以上、中小企業2億円以上
□**土地取得面積** 5,000m²以上
□**新規常用雇用者数** 大企業30人以上、中小企業10人以上

<< 研究所等の場合 >>

- 固定資産投資額** 大企業2億円以上、中小企業1億円以上
□**土地取得面積** 2,000m²以上
□**新規常用雇用者数** 大企業10人以上、中小企業5人以上

■本社機能移転促進補助金■

県内に本社機能を移転する場合に活用できます。

- 補助額** 【設備】家屋に係る固定資産評価額(又は1年分の賃借料)×10%
償却資産の取得額×10%
【土地】土地に係る固定資産評価額(又は1年分の賃借料)×10%
【経費】事務所移転経費×10%
【雇用】本社機能業務に従事する新規常用雇用者1人当たり50万円
※東京23区から移転する法人:補助率15%、補助単価100万円

- 限度額** 5億円
□**交付方法** 一括交付
□**補助要件** 次の要件を全て満たすこと。

- ①県内の本社機能を対外的に明示
②県内の本社機能業務に従事する新規常用雇用者が5人以上
③法人設立後3年以上経過し、直近3年間で営利事業を継続して営んでいること
④資本金又は出資金の額が1,000万円超

◆ 詳細は、岡山県企業誘致・投資促進課へお問い合わせください。

倉敷市の奨励金

■倉敷市企業立地促進奨励金■

新たに倉敷市内に用地を取得する事業者が工場等を設置する場合に交付します。

■倉敷市企業誘致促進奨励金■

大規模な工場等の立地を行う場合に交付します。

■倉敷市設備投資促進奨励金■

倉敷市内に製造工場、研究所、物流施設を有する事業者が工場等の増設を行う場合に交付します。また、事業継続計画(BCP)に定められた市内の主要工場等で、代替本社機能を強化する場合に交付します。

■倉敷市本社機能移転等促進奨励金■

倉敷市内に本社機能、研究所、研究施設を移転する場合及び倉敷市内に本社がある企業が本社機能、研究所機能、研修施設機能を強化する場合に交付します。

■倉敷市国内投資促進奨励金■

工場の国内回帰、マザーワーク場化に関する設備投資を行う場合に交付します。

◆ 詳細は、倉敷市商工課水島港振興室へお問い合わせください。